

JASRAC管理録音物使用料領収書

校内放送研究NO. 139をよく読んで適切に著作権の処理を行ってください。

* JASRAC管理録音物について

使用音源がJASRAC管理録音物の場合、参加校は

- ① 使用音源の制作会社に使用許可を申請する。
- ② 許可が下りた場合、県大会参加時（６／１８）に使用料を県大会事務局に提出する。
という流れになりますので、音源の使用料を計算し、下の領収書に記入してください。

※ 使用料 ラジオ番組の場合 1 作品ごとに著作物 1 曲 5 分までにつき 2 0 0 円
テレビ番組の場合 1 作品ごとに著作物 1 曲 5 分までにつき 4 0 0 円

消費税がかかりますので忘れずに計算してください。

- ③ この領収書は1作品に1部作成してください。
[領収書記入例]

部 門	1 曲使用料	使用曲数	使用料 計	消費税	合 計 金 額
ラジオ・カセット	① 200 円	② 2 曲	400 円③ ①×②=③	20 円 ④	420 円⑤ ③+④=⑤

領收書

2006年 6月 日

立 高等学校 部殿
委員会殿

金 円也

但し、JASRAC管理録音物使用料として

部 門	1 曲使用料	使用曲数	使用料計	消費税	合計金額
	① 円	② 曲	円③ ①×②=③	円④	円⑤ ③+④=⑤

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
校内放送委員会 会計 井 浦 弘 印

支 払 い 確 認 書 (台本貼付用)

部
立 高等学校 委員会

参加部門	使用曲数
第一部門	1
第二部門	2
第三部門	3
第四部門	4
第五部門	5
第六部門	6
第七部門	7
第八部門	8
第九部門	9
第十部門	10
第十一部門	11
第十二部門	12
第十三部門	13
第十四部門	14
第十五部門	15
第十六部門	16
第十七部門	17
第十八部門	18
第十九部門	19
第二十部門	20
第二十一部門	21
第二十二部門	22
第二十三部門	23
第二十四部門	24
第二十五部門	25
第二十六部門	26
第二十七部門	27
第二十八部門	28
第二十九部門	29
第三十部門	30
第三十一部門	31
第三十二部門	32
第三十三部門	33
第三十四部門	34
第三十五部門	35
第三十六部門	36
第三十七部門	37
第三十八部門	38
第三十九部門	39
第四十部門	40
第四十一部門	41
第四十二部門	42
第四十三部門	43
第四十四部門	44
第四十五部門	45
第四十六部門	46
第四十七部門	47
第四十八部門	48
第四十九部門	49
第五十部門	50
第五十一部門	51
第五十二部門	52
第五十三部門	53
第五十四部門	54
第五十五部門	55
第五十六部門	56
第五十七部門	57
第五十八部門	58
第五十九部門	59
第六十部門	60
第六十一部門	61
第六十二部門	62
第六十三部門	63
第六十四部門	64
第六十五部門	65
第六十六部門	66
第六十七部門	67
第六十八部門	68
第六十九部門	69
第七十部門	70
第七十一部門	71
第七十二部門	72
第七十三部門	73
第七十四部門	74
第七十五部門	75
第七十六部門	76
第七十七部門	77
第七十八部門	78
第七十九部門	79
第八十部門	80
第八十一部門	81
第八十二部門	82
第八十三部門	83
第八十四部門	84
第八十五部門	85
第八十六部門	86
第八十七部門	87
第八十八部門	88
第八十九部門	89
第九十部門	90
第九十一部門	91
第九十二部門	92
第九十三部門	93
第九十四部門	94
第九十五部門	95
第九十六部門	96
第九十七部門	97
第九十八部門	98
第九十九部門	99
第一百部門	100

上記の作品は確かに著作権料を支払いました。

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会

校内放送委員会 会計 井 浦 弘 印